

5 住宅情報提供支援プログラム課題改善項目

1 到達点

(1) 支援対象者の課題改善（到達）項目

- ①住宅課に相談した。
- ②不動産店に相談に行くことができた。
- ③適した物件が見つかった。
- ④自分で保証人を確保できた。
- ⑤保証人がいない場合、住宅課に相談に行くことができた。
- ⑥契約にかかる費用の計算書をもらってくることができた。
- ⑦契約することができた。
- ⑧入居することができた。

(2) CWによる援助の点検

- ①「住宅情報ネットワーク」の情報を提供した。
- ②住宅課に提出する情報提供依頼書を作成した。
- ③保証人がいない場合は、「板橋区家賃等債務保証支援事業」につなげた。
- ④契約にかかる費用を支給した。
- ⑤契約書にて契約したことを確認した。

2 CWによる確認方法

- ①来所時の面接により確認する。
- ②支援対象者からの報告（電話等）による。
- ③関係機関（住宅課）からの意見聴取、情報提供による。
- ④不動産店にて作成する計算書で確認する。
- ⑤契約書の提出等で確認する。

6 住宅情報提供支援プログラム点検票

世帯番号		世帯主		対象者氏名	
支援開始日		住所			

※CWの印象に基づいて記入してください。支援対象者への確認は不要です。

1 課題改善状況

(ア) 契約 (入居) (イ) 支援継続中 (ウ) 該当物件なし

2 課題改善 (到達) 項目 (改善した項目の到達段階に○印をつけてください。該当しない項目には、斜線を引いてください。)

(ア) 支援対象者の課題改善 (到達) 項目

項 目	到達段階
①住宅課に相談した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②不動産店に相談に行くことができた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③適した物件が見つかった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④自分で保証人を確保できた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤保証人がいない場合、住宅課に相談に行くことができた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑥契約にかかる費用の計算書をもらってくることができた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑦契約することができた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑧入居することができた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

(イ) CWによる援助の点検

項目	到達段階
①「住宅情報ネットワーク」の情報を提供した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②住宅課に提出する情報提供依頼書を作成した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③保証人がいない場合は、「板橋区家賃等債務保証支援事業」につなげた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④契約にかかる費用を支給した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤契約書にて契約したことを確認した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

3 その他の成果

4 備考

点検日[平成 年 月 日]

所長	保護係長	担当員	回送 自立支 援担当

成年後見制度利用支援プログラム

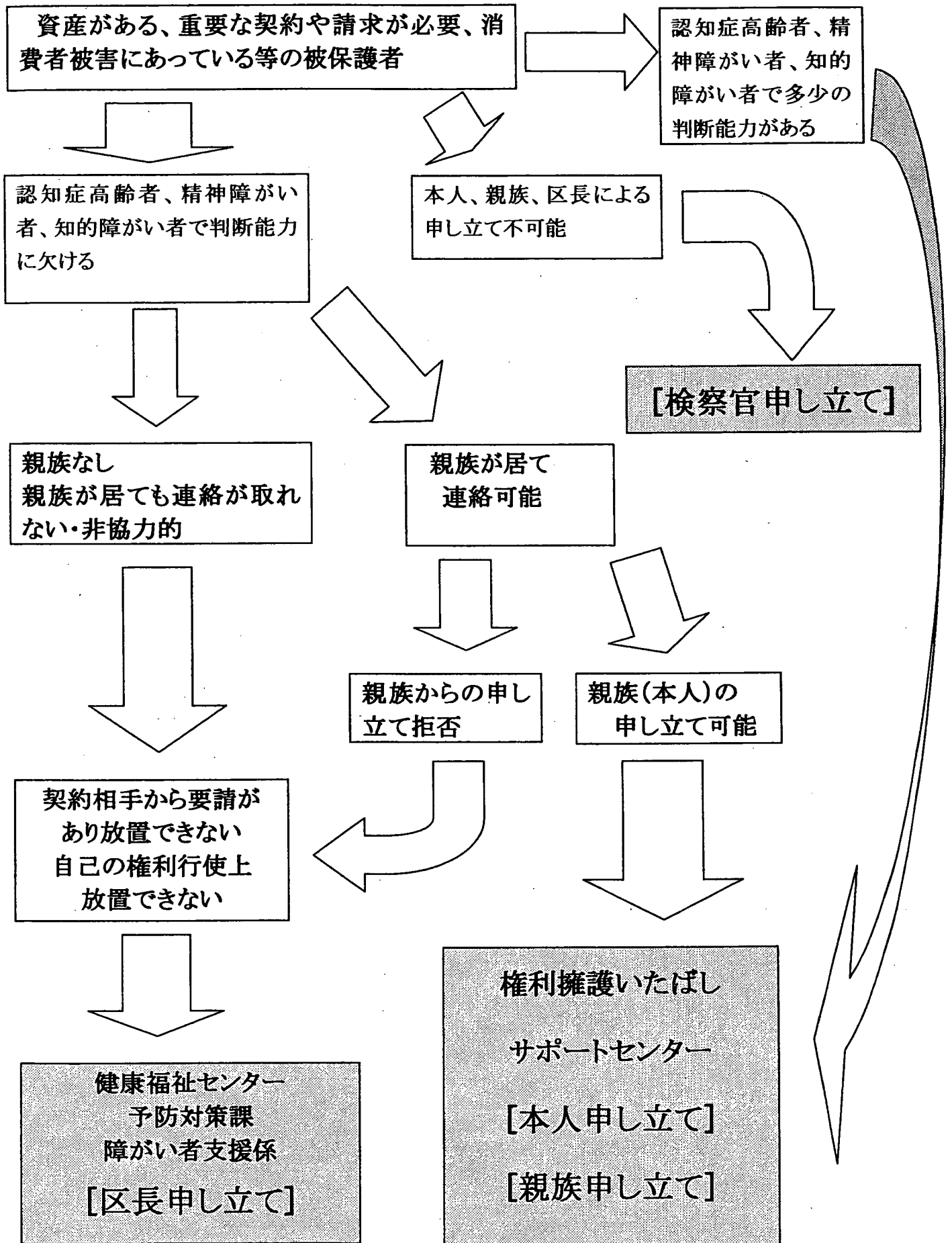
1 目的

高齢者、障がい者等で判断能力が不十分な被保護者（以下「支援対象者」という。）の権利を守るために、成年後見制度の申し立てを支援し、後見制度のもと地域や施設での安定した日常生活を保障することを目的とする。

2 概要

土地や家屋等の資産を保有している高齢者、障がい者等で資産処分や必要な契約、請求を行うときに、適切な権利行使を保障するために成年後見制度の利用を関係機関とともに支援する。

3 成年後見制度利用支援プログラムチャート表



4 成年後見制度利用支援プログラム留意事項

1 支援対象者との関係

- ①申し立ての場合は、本人に十分に後見制度について説明をする。
後見人等が財産等を管理することになり、本人の希望通りにいかず本人と後見人等の関係が悪化する場合もあるので、後見人との連携を図る。
- ②判断能力が低下し日常生活の支援も必要な場合が多いので、ヘルパー派遣等日常生活の支援もあわせて検討する。

2 家族（親族）との関係

- ①相続や財産管理については、本人と親族との利害が相反する場合があります、後見人等を親族に依頼する場合は注意する。
- ②支援対象者からの聞き取りができず詳細を確認できない場合は、親族等から情報を得る。
- ③後見制度利用後は、後見人と親族との利害が反する場合もあるので、利用者、親族、後見人等と連携を図る。

3 関係機関との関係

- ①消費者被害にあい契約等結んでしまった場合は、消費者センターに至急相談し、クーリングオフ等の手段が講じられるか検討する。
- ②区長申し立ての場合は、担当課と綿密に連携を図る。
- ③本プログラムは、成年後見制度等の利用に至るまでのものであり、後見制度利用後の後見人等との連携の方法等は明示していない。法63条の設定等あるので必要に応じて生活保護制度の説明等を行い、情報を適時聴取する。
- ④現時点では、区長申し立ての実績は少ない。予防対策課、障がい者支援係では実績がない。高齢者以外は、担当課と事前に共通理解が得られるように情報交換を行っていく必要がある。
- ⑤判断能力が低下し日常生活の支援も必要な場合が多いので、ヘルパー派遣等日常生活の支援もあわせて検討する必要がある。介護サービス等の利用について関係機関と連携する。
- ⑥すでに介護サービス等利用している場合は、本人状況、資産、契約内容、あるいは被害状況等についてヘルパー等と情報交換を行う。
- ⑦後見を必要とする理由により後見人の資格（社会福祉士、弁護士等）に留意する。
- ⑧後見人は本人と同じ位置付けであるので、情報提供（レセプト、ケース記録等）にあたっては留意する。

5 成年後見制度利用支援プログラム課題改善項目

1 到達点

(1) 支援対象者の課題改善（到達）項目

- ①本人申し立てを行った。
- ②成年後見人等が選任され、権利の行使等が可能となった。
- ③申し立てまで至らなかったが、親族の協力が得られるようになった。
- ④申し立てまで至らなかったが、関係機関と連携体制ができた。
- ⑤申し立てまで至らなかったが、地域福祉権利擁護事業に結び付いた。

(2) CWによる援助の点検

- ①権利の行使にあたって本人の状況を把握した。
- ②申し立てにあたり関係機関と協議した。
- ③資産内容を把握した。
- ④請求・契約内容を把握した。
- ⑤親族関係を把握した。
- ⑥本人申し立てを支援した。
- ⑦親族申し立てを支援した。
- ⑧区長申し立てを支援した。
- ⑨検察官申し立てを支援した。

2 CWによる確認方法

- ①来所時の面接により確認する。
- ②支援対象者からの報告（電話等）による。
- ③本人からの書類提出により確認する。
- ④家族、親族からの報告による。
- ⑤関係機関からの意見聴取や情報提供による。
- ⑥成年後見人等からの報告による。

6 成年後見制度利用支援プログラム点検票

世帯番号		世帯主		対象者氏名	
支援開始日		住所			

※CWの印象に基づいて記入してください。支援対象者への確認は不要です。

1 課題改善状況

(ア) 後見人等の選任 (イ) 支援継続中 (ウ) 選任等されなかった

2 課題改善（到達）項目（改善した項目の到達段階に○印をつけてください。該当しない項目には、斜線を引いてください。）

(ア) 支援対象者の課題改善（到達）項目

項 目	到達段階
①本人申し立てを行った。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②成年後見人等が選任され、権利の行使等が可能となった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③申し立てまで至らなかったが、親族の協力が得られるようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④申し立てまで至らなかったが、関係機関と連携体制ができた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤申し立てまで至らなかったが、地域福祉権利擁護事業に結び付いた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

(イ) CWによる援助の点検

項目	到達段階
①権利の行使にあたって本人の状況を把握した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②申し立てにあたり関係機関と協議した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③資産内容を把握した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④請求・契約内容を把握した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤親族関係を把握した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑥本人申し立てを支援した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑦親族申し立てを支援した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑧区長申し立てを支援した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑨検察官申し立てを支援した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

3 その他の成果

4 備考

点検日[平成 年 月 日]			回送
所長	保護係長	担当員	自立支援担当

多重債務解消支援プログラム

1 目的

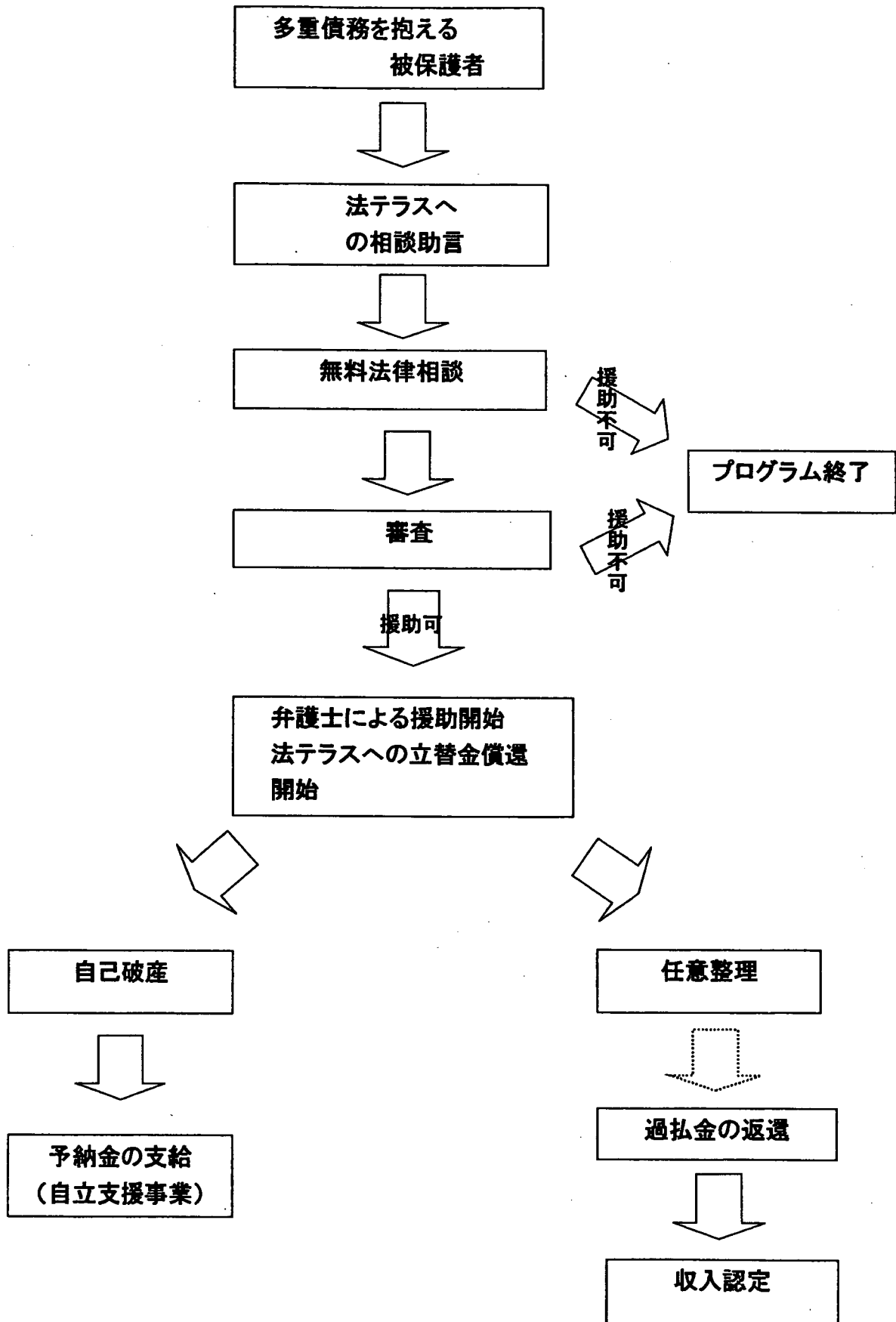
多重債務等を抱える被保護者（以下「支援対象者」という。）に対し、法テラス（日本司法支援センター（以下「法テラス」という。））への相談及び債務解消の助言を行うことにより支援対象者の債務の解消及び社会生活自立を図ることを目的とする。

2 概要

支援対象者に対し法テラス活用を助言し、債務の解消を図る。

又多重債務解消支援プログラム検討票（以下「検討票」という。）により債務の状況、法テラスへの相談状況等の整理、把握を行う。

3 多重債務解消支援プログラムチャート表



4 多重債務解消支援プログラム留意事項

1 支援対象者との関係

- ①自己破産するにあたり費用はかかるが、分割することができることを伝える。
- ②過去の借金の理由、内容について支援対象者を責めない。
- ③債務は全て「債務一覧表」に記入するよう助言する。
- ④「自己破産」「免責」の決定通知書、法テラス（日本司法支援センター）に支払う分割金額の決定通知書等は、状況を確認するために提出するよう伝える。
- ⑤自己破産をすることで資格・職種制限等のデメリットがあることを伝え、法テラスに相談するよう助言する。
- ⑥任意整理に該当し過払金が返還された場合は、収入認定の対象となる旨を伝えておく。
- ⑦予納金については、板橋区自立支援事業にて支給可能な旨伝える。

2 関係機関との関係

- ①必要に応じて支援対象者と関係機関に同行する。
- ②生活保護による支援では直接の債務整理が困難であるため、保護者と関係機関をつなぐ。

3 その他の留意事項

- ①償還金の毎月の支払は郵便貯金にて引落としとなるため、郵便貯金口座のない場合は、口座が開けるようにサポートする。
- ②郵便貯金口座が作れない場合、法テラスの口座に直接振り込むことも可能である。
- ③平成18年10月2日より(財)法律扶助協会の民事法律扶助事業は、日本司法支援センター（法テラス）に業務が引き継がれた。
- ④板橋区自立支援事業による予納金の支給（上限15,000円）を助言、支給の可否を検討する。
- ⑤「やみ金」等からの借金についても法テラスに相談するよう助言する。

5 多重債務解消支援プログラム課題改善項目

1 到達点

(1) 支援対象者の課題改善（到達）項目

- ①法テラス（日本司法支援センター）へ相談に行った。
- ②法テラスによる援助が開始された。
- ③借金の督促がなくなった。
- ④債務が解消された。
- ⑤過払い金が返還された。
- ⑥扶助費が債務返済に充てられることがなくなった。
- ⑦生活が安定した。
- ⑧金銭状況が安定した。
- ⑨表情が明るくなった。
- ⑩家族関係が改善された。

(2) CWによる援助の点検

- ①支援対象者に法テラスへの相談助言し、利用につなげた。
- ②債務の状況が明確となった。
- ③独力では債務解消が困難な支援対象者の相談に同行した。
- ④独力では債務解消が困難な支援対象者の弁護士との連携を図った。

2 CWによる確認方法

- ①来所時の面接により確認する。
- ②支援対象者からの報告（電話等）による。
- ③法テラス発行の「決定書」により決定内容・立替金等を確認する。
- ④破産が決定した場合、裁判所からの書類を本人に提出してもらい確認する。
- ⑤担当弁護士からの報告による。
- ⑥過払金の戻入は、担当弁護士発行の結果内容のわかる書類及び振込先通帳にて確認する。

6 多重債務解消支援プログラム点検票

世帯番号		世帯主		対象者氏名	
支援開始日		住所			

※CWの印象に基づいて記入してください。支援対象者への確認は不要です。

1 課題改善状況

(ア) 解消 (イ) 支援継続中 (ウ) 解消せず

2 課題改善（到達）項目（改善した項目の到達段階に○印をつけてください。該当しない項目には、斜線を引いてください。）

(ア) 支援対象者の課題改善（到達）項目

項 目	到達段階
①法テラス（日本司法支援センター）へ相談に行った。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②法テラスによる援助が開始された。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③借金の督促がなくなった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④債務が解消された。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤過払い金が返還された。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑥扶助費が債務返済に充てられることがなくなった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑦生活が安定した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑧金銭状況が安定した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑨表情が明るくなった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑩家族関係が改善された。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

(イ) CWによる援助の点検

項目	到達段階
①支援対象者に法テラスへの相談助言し、利用につなげた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②債務の状況が明確となった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③独力では債務解消が困難な支援対象者の相談に同行した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④独力では債務解消が困難な支援対象者の弁護士との連携を図った。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

3 その他の成果

4 備考

点検日[平成 年 月 日]

点検日[平成 年 月 日]			回送
所長	保護係長	担当員	自立支援担当

就労支援プログラム

1 目的

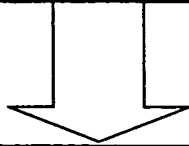
就労意欲を有する被保護者（以下「支援対象者」という。）に対して、就労支援相談員がきめ細やかな助言・支援をすることにより、支援対象者の経済的、社会的自立を促すことを目的とする。

2 概要

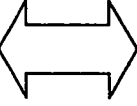
就労支援相談員が、支援対象者の意向を踏まえた上で、就労支援を行う。又必要に応じ、「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムへ移行する。

3 就労支援プログラムチャート表

就労意欲を有する
被保護者



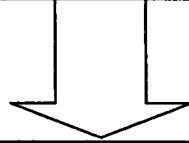
支援対象者の選定



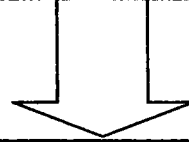
支援対象者の選定基準

- ①就労について動機付けが行われ、ある程度就労意欲がある者
 - ・転職・増収を図る者
 - ・廃止に至らない可能性があるが、就労を希望する者
 - ・傷病・障がい等有していても、就労を希望する者
 - ・稼働年齢層ではないが、就労を希望する者
 - ・技能修得の意思がある者
- ②就労支援プログラムの参加に同意している者

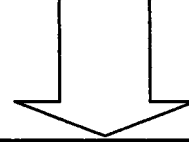
・協議書



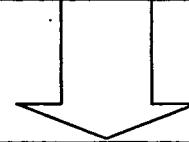
支援対象者決定



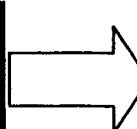
就労支援相談員
と調整



第1回面接



就労支援開始



「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム

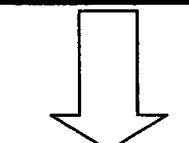
- ・交通費、被服費に関する説明
- ・求職活動報告に関する説明

・個人票A(1枚目続き)

- ・経過記録(1ヶ月に1枚)
- ・技能修得費に関する説明



就労決定



支援継続



支援中止

4 就労支援プログラム留意事項

1 支援対象者との関係

< CW、就労支援相談員 >

- ① 支援対象者の阻害要因、希望、目標等を聴取し、共通の認識を持つよう心がける。
- ② CW、就労支援相談員は、支援対象者に対し定期的に求職活動について電話、来所等で報告するよう助言する。
- ③ CWから支援対象者に連絡を取る場合には、就労に関して「気に留めている」旨を伝える。

< 就労支援相談員 >

- ① 履歴書の書き方は具体的に助言を行い、場合によっては支援対象者が記入した履歴書を見せてもらう。
- ② 面接の受け方について具体的に行う（服装、身なり、態度、よく聞かれる質問に対する対応等）。
- ③ 継続的にハローワークで求職を行うよう、具体的約束を取り交わす。
- ④ 必要に応じてハローワークに同行する。
- ⑤ 3か月を目途に評価を行い、支援継続の場合は、支援対象者と支援方針について共通の認識を持つよう心がける。
- ⑥ 就職がなかなか決まらない場合は、支援対象者とその理由を共に考え、支援を行う。

2 その他留意事項

< CW、就労支援相談員 >

- ① 本プログラムの支援対象者は、ある程度就労意欲のある者かつプログラム参加に同意している者である。「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムの4要件と異なることに注意する。
- ② 「就労」に対する動機付けはCWが行う。就労意欲を全く有さないものは支援対象者とししない。
- ③ CWは、第1回面接以前に就労支援相談員に対して、ケース記録を示す等支援対象者についての説明を行い経歴、阻害要因等把握できるよう努める。
- ④ 就労支援のタイミングに注意する（新規開始、離職後）。
- ⑤ 交通費、被服費、技能修得費支給に関する内容の説明はCWが行う。
- ⑥ 経過記録は具体的に記入する。

- ⑦ 3か月間を目安に評価を行うが、その期間中求職活動について連絡等何もない場合、その旨経過記録に記入する。CWと協議の上、継続するか中止するかを決定する。
- ⑧ 支援開始後3か月以内であっても、支援対象者が意欲に欠ける場合、新たな生活課題が発見された場合等は、CWと協議の上、継続するか中止するかを決定する。
- ⑨ 支援対象者が職業訓練校の入校を希望する場合、ハローワークナビゲーターによる支援が有効であると考えられる場合等は、「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムに移行させる。

5 就労支援プログラム課題改善項目

1 到達点

(1) 支援対象者の課題改善（到達）項目

- ①「就労すること」について積極的に考えるようになった。
- ②これまでの職歴を振り返ることができた。
- ③決まった時間に来所・面接できるようになった。
- ④就労についての自分の考えを言えるようになった。
- ⑤「就労すること」について具体的なイメージを持つことができるようになった。
- ⑥就労支援相談員との面接が継続的にできるようになった。
- ⑦不安（企業面接、就労すること等）を相談できるようになった。
- ⑧希望を持てるようになった。
- ⑨正しく履歴書が書けるようになった。
- ⑩ハローワークでの求職活動（情報収集）を行うようになった。
- ⑪シルバー人材センターへ登録を行った。
- ⑫作業所・通所授産施設の見学に参加した。
- ⑬就労希望先とアポイントメントが取れるようになった。
- ⑭企業との面接が行えるようになった。
- ⑮適切な身なりで面接に望めるようになった。
- ⑯面接の技術が向上した。
- ⑰定期的に求職活動状況を報告できるようになった。
- ⑱自己の面接について見直し等評価ができるようになった。
- ⑲就労（福祉的就労含む）に結びついた。
- ⑳新たな阻害要因課題が発見された。
- ㉑労働市場等の要因で「就労」は決定しないものの、「就労」に対する準備は十分行った。
- ㉒必要な技能を修得することとなった。

(2) 就労支援相談員による援助の点検

- ①これまでの職歴を支援対象者と振り返った。
- ②支援対象者の希望（各種条件等）を聴取した。
- ③履歴書の書き方を支援した。
- ④求職情報を提供した。
- ⑤面接の受け方（約束を守ること・服装・身なり・面接に臨む態度・面接で